## 引取業の登録について

使用済自動車の引取業を行う方は、次の書類を提出し、香川県知事の登録を受けて下さい。 現に登録を受けている方は、登録期限までに更新申請しなければなりません。 登録期限の1ヶ月前を目途に更新申請してください。

#### 提出書類

	新規		更新		/## <del> </del>	
	個人	法人	個人	法人	備考	
1 申請書	0	0	0	0	指定様式に記載する。	
2 誓約書	0	0	0	0	指定様式に記載する。	
3 法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	*	0	*	0	※未成年者でその法定代理人が 法人である場合は、その法人の 登記事項証明書が必要。	
4 住民票抄本 <u>(本籍記載のもの)</u>	0	0	0		役員全員分が必要。	
5 法務局が交付する登記されていないことの証明書 又は、本籍地の自治体が交付する身分証明書	0	0			(役員とは、業務を執行する社 員、取締役、執行役又はこれら に準ずる者をいう。)	
6 自動車整備士や中古自動 車査定士等の資格証のコピー 又は、「フロン類の確認手 順方法」	0	0	0	0	事業所ごとに必要。	
7 申請手数料	4,000円		3,000円		香川県証紙を貼付する。	

#### 書類の補足説明

- 3、4及び5は、手続きの直近に交付を受けたものを提出してください。 4、5は、未成年者でその法定代理人が個人の場合はその個人のもの、法人の場合は役員全員 分(役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)も必要とな ります。
- 住民票抄本(本籍記載のもの)
  - 住所地の市町村等役場で交付を受けてください。

ただし、外国人の場合は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45 に規定する国籍等の記載のある住民票に限ります。

- いずれかの証明書を提出してください。

  - ①法務局が交付する(成年被後継人、被保佐人として)登記されていないことの証明書 → 香川県内での交付窓口は、高松法務局(高松市丸の内1番1号(高松法務合同庁舎 内))のみとなっています。

オンラインによる交付制度もあるようですので、法務省ホームページ「成年後見制 度・成年後見登記制度Q&A」等を参考にしてください。

- ②本籍地の自治体が交付する身分証明書
  - → 本籍地の市町村等役場で交付を受けてください。
- 自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証のコピー、又は「フロン類の確認手順方法」
  - 事業所ごとに資格証のコピーが必要です。 又は「フロン類の確認手順方法」(PDFデータを印刷)を添付してください。

#### 提出部数、提出方法

- ・提出部数 1部
  - ※届出の控えが必要な方は、副本1部と返信用封筒(切手を貼付したもの)も合わせて提出いた だければ、受付印を押して返送します。(受付日付は、県に書類が到着した日となります。)
- ・提出方法 郵送による(なるべく書留郵便など配達の記録が残るものを使用してください。)
- 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 ・郵送先

香川県環境森林部循環型社会推准課自動車リサイクル法担当 宛

## 香川県証紙 貼付欄 新規登録 4,000 円、更新登録 3,000 円

**様式第1**(第46条関係)

引取業者

※印の欄は県で記入

します。

登録の更新

申請書

20371\*\*\*\* ※登録番号 ※登録年月日 | 令和〇年〇月〇日

令和○年○月○日

香川県知事 殿

\*\*\*-\*\*\* 所 香川県〇〇市・・・ 名 〇〇株式会社 は、代表取締役 〇〇 氏 (法人にあっては、

名称及び代表者の 氏名)

電 話 番 号: \*\*\*-\*\*\*-\*\*\* 電子メールアドレス: abcde@efg. mail. co. jp

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添え て引取業者の登録(登録の更新)を申請します。

役員の氏名(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。)

氏 名(ふりがな)	役職名
○山△郎(ふりがな) ・ ・ ・	代表取締役 取締役 監査役 ・

法定代理人の氏名及び住所(未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。)

(ふり)	がな)		
氏	名		引取業登録申請者が未成年者であり、その法定代理人が個人
		₹	である場合に記入してください。
住	所		æ-1.10 □
			電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名(未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入する

_	ـ کی)	
	名 称	引取業登録申請者が未成年者であり、その法定代理人が法人
	(ふりがな) 代表者 の氏名	である場合に記入してください。
	住 所	₸
		電話番号

法定代理人の役員の氏名(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定					
14	理人が法人で	ある場合に記入すること。)			
		氏 名(ふりがな)		役職名	
				L 登録申請者が未成年者であり、その法定代理人が法人 場合に記入してください。	
事	事業所の名称及び所在地				
	名 称	○○株式会社 □□工場			
	〒 所在地	Ŧ		所が本社のみの場合も必ず記入してください。 所が複数ある場合は、記入欄を増やしてください。	
				電話番号	
使	使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制				
	自動車整備士等の資格者による ・ 別紙により実施 (どちらかに○を付ける)				

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
   2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうか確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
   3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

# 引取業の登録に係る誓約書

令和〇年〇月〇日

香川県知事 殿

住 所 香川県○○市・・・・・・ ○○株式会社 氏 名 代表取締役 ○○

(法人にあっては 名称及び代表者名)

私(当社及び役員)は、下記の欠格要件に該当しないことを誓約します。

使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項第1号から第7号に規定する欠格 要件

- 一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者(※)又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 三 第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 四 引取業者で法人であるものが第 51 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合に おいて、その処分のあった日前 30 日以内にその引取業者の役員であった者でその処分 のあった日から 2 年を経過しないもの
- 五 第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 六 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が一から五までのいずれかに該当するもの
- 七 法人でその役員のうちに一から五までのいずれかに該当する者のあるもの
- ※:精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎 通を適切に行うことができない者

## 香川県証紙 貼付欄 新規登録4,000円、更新登録3,000円

様式第1	(笠 46	久則(亿)
極しま し	(	

登 引取業者 登録の更新 単請書

※登録番号 ※登録年月日

年 月 日

香川県知事 殿

〒 住 所 氏 名 (法人にあっては、 名称及び代表者 氏名) 電話番号: - - -電子メールアドレス:

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 43 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録(登録の更新)を申請します。

役員の氏名(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。)					
		氏 名(ふりがな)	役職名		
注	法定代理人の氏名及び住所(未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。)				
	(ふりがな) 氏 名				
		₸			
	住 所				
			電話番号		
法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名(未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入する					
こと。)					
	名 称				
	(ふりがな) 代 表 者 の 氏 名				
	の氏名				
		<del> </del>			
	住 所				
			電話番号		

法定代理人の役員の氏名(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定						
代	理人が法人で	ある場合に記入すること。)				
		氏 名(ふりがな)	役職名			
-						
事	事業所の名称及び所在地					
	名 称					
		₹				
	所在地					
			電話番号			
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制						
	自動車整備士等の資格者による ・ 別紙により実施 (どちらかに○を付ける)					

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
   2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうか確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
   3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 引取業の登録に係る誓約書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所

氏 名 (法人にあっては 名称及び代表者名)

私(当社及び役員)は、下記の欠格要件に該当しないことを誓約します。

# 使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第1項第1号から第7号に規定する欠格 要件

- 一 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者(※)又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 この法律、フロン類法若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 三 第 51 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から 2 年を経過しない者
- 四 引取業者で法人であるものが第 51 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合に おいて、その処分のあった日前 30 日以内にその引取業者の役員であった者でその処分 のあった日から 2 年を経過しないもの
- 五 第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 六 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が一から五までのいずれかに該当するもの
- 七 法人でその役員のうちに一から五までのいずれかに該当する者のあるもの
- ※:精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎 通を適切に行うことができない者